



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 公金の徴収に関する事務の委託（地域・離島課） ..... 1
- 公金の収納に関する事務の委託（地域・離島課） ..... 1
- 公金の支出に関する事務の委託（地域・離島課） ..... 2
- 公共測量の実施の終了の通知（農地農村整備課） ..... 2
- 基本測量の実施の通知（道路管理課） ..... 2
- 土砂災害警戒区域の指定（海岸防災課） ..... 2
- 土砂災害特別警戒区域の指定・2 件（海岸防災課） ..... 4
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定（宮古土木事務所） ..... 5

### 公 告

- 知事が施行者になった都市計画事業の変更についての周知（都市公園課） ..... 5
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課） ..... 5
- 開発行為に関する工事の完了・5 件（中部土木事務所） ..... 6

## 告 示

### 沖縄県告示第106号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり公金の徴収に関する事務を委託した。

令和 8 年 3 月 13 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 委託した徴収事務 地域総合整備資金の貸付けに係る償還金の徴収事務
- 2 指定公金事務取扱者の名称及び所在地

| 名称             | 所在地                  |
|----------------|----------------------|
| 一般財団法人地域総合整備財団 | 東京都千代田区麴町四丁目 8 番 1 号 |

- 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日 令和 8 年 2 月 19 日
- 4 委託期間 令和 8 年 2 月 26 日から令和 9 年 2 月 25 日まで

### 沖縄県告示第107号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり公金の収納に関する事務を委託した。

令和 8 年 3 月 13 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 委託した収納事務 地域総合整備資金の貸付けに係る償還金、遅延利息及び繰上償還金の収納事務
- 2 指定公金事務取扱者の名称及び所在地

| 名称 | 所在地 |
|----|-----|
|    |     |

|                |                      |
|----------------|----------------------|
| 一般財団法人地域総合整備財団 | 東京都千代田区麹町四丁目 8 番 1 号 |
|----------------|----------------------|

- 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日 令和8年2月19日
- 4 委託期間 令和8年2月26日から令和9年2月25日まで

**沖縄県告示第108号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり公金の支出に関する事務を委託した。

令和8年3月13日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 委託した支出事務 地域総合整備資金の貸付けに係る支出事務
- 2 指定公金事務取扱者の名称及び所在地

| 名称             | 所在地                  |
|----------------|----------------------|
| 一般財団法人地域総合整備財団 | 東京都千代田区麹町四丁目 8 番 1 号 |

- 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日 令和8年2月19日
- 4 委託期間 令和8年2月26日から令和9年2月25日まで

**沖縄県告示第109号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、うるま市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和8年3月13日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施した地域 うるま市（石川前田第2地区）
- 2 公共測量を実施した期間 令和7年12月5日から令和8年2月27日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

**沖縄県告示第110号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和8年3月13日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 基本測量を実施する地域 東村
- 2 基本測量を実施する期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 3 作業種類 基本測量（地磁気測量）

**沖縄県告示第111号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和8年3月13日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

| 区域の名称  | 指定の区域                       | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|--------|-----------------------------|---------------------|
| 伊舎堂(1) | 中城村字伊舎堂のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、 | 急傾斜地の崩壊             |

|         |   |         |
|---------|---|---------|
|         | 省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び中城村役場において縦覧に供する。）  |         |
| 当間(1)   | 中城村字当間のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び中城村役場において縦覧に供する。）                      | 急傾斜地の崩壊 |
| 北上原(5)  | 中城村字北上原及び宜野湾市愛知三丁目のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所並びに中城村役場及び宜野湾市役所において縦覧に供する。） | 急傾斜地の崩壊 |
| 北上原(6)  | 中城村字北上原及び宜野湾市長田三丁目のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所並びに中城村役場及び宜野湾市役所において縦覧に供する。） | 急傾斜地の崩壊 |
| 北上原(7)  | 中城村字北上原のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び中城村役場において縦覧に供する。）                     | 急傾斜地の崩壊 |
| 中城奥間(1) | 中城村字奥間のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び中城村役場において縦覧に供する。）                      | 急傾斜地の崩壊 |
| 中城奥間(2) | 中城村字奥間のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び中城村役場において縦覧に供する。）                      | 急傾斜地の崩壊 |
| 中城奥間(3) | 中城村字奥間のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び中城村役場において縦覧に供する。）                      | 急傾斜地の崩壊 |
| 南上原(3)  | 中城村字南上原のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び中城村役場において縦覧に供する。）                     | 急傾斜地の崩壊 |
| 南上原(4)  | 中城村字南上原のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び中城村役場において縦覧に供する。）                     | 急傾斜地の崩壊 |
| 南上原(5)  | 中城村字南上原のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び中城村役場において縦覧に供する。）                     | 急傾斜地の崩壊 |
| 南上原(6)  | 中城村字南上原のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び中城村役場において縦覧に供する。）                     | 急傾斜地の崩壊 |
| 南上原(7)  | 中城村字南上原のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び中城村役場において縦覧に供する。）                     | 急傾斜地の崩壊 |
| 南上原(8)  | 中城村字南上原のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び中城村役場において縦覧に供する。）                     | 急傾斜地の崩壊 |
| 津覇(2)   | 中城村字津覇のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び中城村役場において縦覧に供する。）                      | 急傾斜地の崩壊 |
| 津覇(3)   | 中城村字津覇のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び中城村役場において縦覧に供する。）                      | 急傾斜地の崩壊 |
| 津覇(4)   | 中城村字津覇のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省   | 急傾斜地の崩壊 |

略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び中城村役場において縦覧に供する。)

沖縄県告示第112号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和8年3月13日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

| 区域の名称   | 指定の区域               | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項 |
|---------|---------------------|---------------------|-----------------------|
| 伊舎堂(1)  | 中城村字伊舎堂のうち、次の図に示す区域 | 急傾斜地の崩壊             | 次の図に示すとおり             |
| 当間(1)   | 中城村字当間のうち、次の図に示す区域  | 急傾斜地の崩壊             | 次の図に示すとおり             |
| 北上原(7)  | 中城村字北上原のうち、次の図に示す区域 | 急傾斜地の崩壊             | 次の図に示すとおり             |
| 中城奥間(1) | 中城村字奥間のうち、次の図に示す区域  | 急傾斜地の崩壊             | 次の図に示すとおり             |
| 中城奥間(2) | 中城村字奥間のうち、次の図に示す区域  | 急傾斜地の崩壊             | 次の図に示すとおり             |
| 中城奥間(3) | 中城村字奥間のうち、次の図に示す区域  | 急傾斜地の崩壊             | 次の図に示すとおり             |
| 南上原(3)  | 中城村字南上原のうち、次の図に示す区域 | 急傾斜地の崩壊             | 次の図に示すとおり             |
| 南上原(4)  | 中城村字南上原のうち、次の図に示す区域 | 急傾斜地の崩壊             | 次の図に示すとおり             |
| 南上原(5)  | 中城村字南上原のうち、次の図に示す区域 | 急傾斜地の崩壊             | 次の図に示すとおり             |
| 南上原(6)  | 中城村字南上原のうち、次の図に示す区域 | 急傾斜地の崩壊             | 次の図に示すとおり             |
| 南上原(7)  | 中城村字南上原のうち、次の図に示す区域 | 急傾斜地の崩壊             | 次の図に示すとおり             |
| 南上原(8)  | 中城村字南上原のうち、次の図に示す区域 | 急傾斜地の崩壊             | 次の図に示すとおり             |
| 津覇(2)   | 中城村字津覇のうち、次の図に示す区域  | 急傾斜地の崩壊             | 次の図に示すとおり             |
| 津覇(3)   | 中城村字津覇のうち、次の図に示す区域  | 急傾斜地の崩壊             | 次の図に示すとおり             |
| 津覇(4)   | 中城村字津覇のうち、次の図に示す区域  | 急傾斜地の崩壊             | 次の図に示すとおり             |

(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び中城村役場において縦覧に供する。)

沖縄県告示第113号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和8年3月13日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

| 区域の名称  | 指定の区域                          | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項 |
|--------|--------------------------------|---------------------|-----------------------|
| 北上原(5) | 中城村字北上原及び宜野湾市愛知三丁目のうち、次の図に示す区域 | 急傾斜地の崩壊             | 次の図に示すとおり             |
| 北上原(6) | 中城村字北上原及び宜野湾市長田三丁目のうち、次の図に示す区域 | 急傾斜地の崩壊             | 次の図に示すとおり             |

（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所並びに中城村役場及び宜野湾市役所において縦覧に供する。）

**沖縄県告示第114号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県宮古土木事務所において閲覧に供する。

令和8年3月13日

沖縄県宮古土木事務所長 島 村 健

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 令和8年2月12日
- 3 指定に係る道路の位置 宮古島市平良字荷川取里ヌキ原1405番14
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
  - (1) 延長 67.73メートル
  - (2) 幅員 6.02メートル

**公 告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年3月13日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 那覇広域都市計画及び中部広域都市計画公園事業
  - (2) 名称 9・6・1 沖縄県総合運動公園
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 変更なし
- 5 事業施行期間 昭和56年11月11日から令和13年3月31日まで
- 6 変更の内容 事業施行期間の延長

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和8年3月13日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和6年10月16日 沖縄県指令土第755号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字宮城後原106番及び107番
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字本部308番地1那覇第二宿舍101 砂川裕輔、南風原町字本部308番地1那覇第二宿舍101 砂川裕香、南風原町字津嘉山1098番地3レジデンスカーナ4-B 仲村渠由美子
- 5 検査済証番号 令和8年3月2日 第5044号
- 6 工事完了年月日 令和8年1月22日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和8年3月13日

沖縄県中部土木事務所長 森 田 敦

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和6年9月17日 沖縄県指令中土第3026号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字伊集宇宙原238番2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 中城村字奥間367番地テラスハウスオブ奥間206号 伊佐常倫
- 5 検査済証番号 令和8年1月26日 C第727号
- 6 工事完了年月日 令和8年1月8日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和8年3月13日

沖縄県中部土木事務所長 森 田 敦

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和7年1月31日 沖縄県指令中土第120号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 宜野湾市我如古二丁目688番1ほか8筆並びに688番2地先及び692番2地先
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 東京都練馬区石神井町二丁目26番11番 一建設株式会社 代表取締役 堀口忠美
- 5 検査済証番号 令和8年2月3日 C第728号
- 6 工事完了年月日 令和7年12月11日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和8年3月13日

沖縄県中部土木事務所長 森 田 敦

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和7年1月31日 沖縄県指令中土第120号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 宜野湾市我如古二丁目688番1ほか8筆並びに688番2地先及び692番2地先
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
  - (1) 種類 道路
  - (2) 位置及び区域 次の図のとおり  
 （「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）

- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 東京都練馬区石神井町二丁目26番11番 一建設株式会社 代表取締役 堀口忠美
- 5 検査済証番号 令和8年2月3日 C第729号
- 6 工事完了年月日 令和7年12月11日

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和8年3月13日

沖縄県中部土木事務所長 森 田 敦

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和7年6月16日 沖縄県指令中土第3108号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字泊泊原130番の一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 中城村字泊130番地 新里りいな
- 5 検査済証番号 令和8年2月10日 C第730号
- 6 工事完了年月日 令和8年2月4日

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和8年3月13日

沖縄県中部土木事務所長 森 田 敦

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和7年4月15日 沖縄県指令中土第1593号、令和7年6月13日 沖縄県指令中土第3046号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字南浜南浜原167番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 西原町字小波津631番地（コーポ糸301号） 仲松輝行、西原町字小波津631番地（コーポ糸301号） 仲松弥生
- 5 検査済証番号 令和8年2月20日 C第731号
- 6 工事完了年月日 令和8年1月30日

発 行 所  
沖 縄 県 総 務 部  
総務私学課  
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 株式会社 アント出版  
〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目291番地1